

会 議 結 果 報 告 書

令和元年10月2日

会議の名称	令和元年度 第3回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和元年10月2日（水）10時00分～11時10分
開催場所	市役所4階 第3委員会室
出席委員 及び 関係機関	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員 (計 6人) さいたま家庭裁判所 相田主任書記官 (計 1人)
欠席委員	なし (計 0人)
説明員	長寿応援課 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主幹、山田美穂主査 福祉課 抜井雅治主席専門員 (計 4人)
議 題	(1) 基本計画素案の委員意見の反映・検討について (2) 市民意見公募手続き及び障がい者団体意見について (3) 視察研修（国成年後見制度利用促進専門家会議）について (4) その他
結 果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 0人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、豊島俊二健康福祉部次長、中村修長寿応援課長、 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主幹、山田美穂主査 福祉課 抜井雅治主席専門員
署 名	(議 長) (署名人)
審 議 内 容 の 記 録 （ 審 議 経 過 、 結 論 等 ）	
<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>会長) 今年、国の5か年の基本計画も中間年で残すところ2年となった。群馬県渋川市では、志木市と同様に市に中核機関を置き、基本計画の策定に向け動きだしている。5月に意見交換会で志木市から説明いただいたが、志木市の方式が一定の評価をいただいたことで大変うれしく思う。一方、埼玉県内では志木市以外の実施状況はまだ聞かない。国で全国主要都市に調査したアンケートでは、さいたま市が国の計画の5年目にあたる2021年度に中核機関を整備すると回答されている。国では、みずほ情報総研が国庫補助事業として受託し、委員会を設置して研究会が始まっている。内容は、被後見人等が本人らしい生活を送れるようチームによる意思決定支援のもとで、本人のための財産管理、身上保護の取組みを全国的に行うための研修のあり方を研究する事業であり、2つのワーキングチームが設置され、1つは身上保護における意思決定支援や全般的な意思決定支援と、もう1つは財産活用における意思決定支援の検討で、財産活用は忘れられている面がある。本人らしい生活を送るため財産をどう使うかは大きなテーマであり、私も委員として</p>	

今月参加するので、結果を報告させていただく。

3 議事

(1) 基本計画素案の委員意見の反映・検討について

説明員) 資料に基づき説明。素案に対する意見をいただいた上で承認をいただく。

委員) P 6 の 3 行目の閉めてを修正し、P 7 のグラフは 50.0 パーセントで文章は 50.5 パーセントであるため、50.0 パーセントで合わせるかパーセントを除き半数を占めているとの記載で良いのではないか。P 8 の 3 で成年後見制度に関する相談・支援件数は、7 年間で 33 倍との記載は、行政・専門職の相談件数で 403 件に対し 12 件の算定結果であり、合計は約 16 倍に直して合計に合わせた方が良い。

委員) P 6 地域福祉計画との比較で P 7 の後見ニーズの円グラフは、地域福祉計画との対象者の母数を入れるなど母数が違うことを記載した方が良い。P 8 の「その他理由」は、本人や家族が成年後見制度の活用に積極的ではないことは読み取れるが、P 7 中、「その他も 25.0 パーセントおり」との記述に相違もあり、記述は不用ではないか。P 11 体系で不正防止効果の「推進」より、不正防止効果の「向上」の方が良い。

議長) 確かに、不正防止効果の「向上」の方が良い。

委員) P 14 (仮称) 基幹福祉相談センターに合わせ、地域連携ネットワークイメージ図も変わるのか。

説明員) 後見ネットワークセンターの名称を(仮称)基幹福祉相談センターに変更する。横断的に内容を網羅し、より効果の高いセンターとして実施するものとなる。

委員) (仮称) 基幹福祉相談センターは、社会福祉協議会でやっているセンターとまとめてやるのか。後見ネットワークセンターの名称であればよく分かるが、(仮称) 基幹福祉相談センターでは何をやるか意味が分からない。ネットワークの全体イメージ図と内容が変わってきてしまうのではないか。市民は名称を残さないと何をやるか分かりづらい。

説明員) 社会福祉協議会と窓口を一緒にするとのことではなく、これからやるべき様々なことについて国から体制づくりを求められている。これまで後見ネットワークセンターは、審議会の理解をいただきながら本市は直営の基幹型の機能を早くスタートしたが、今後、生活困窮者自立支援などの地域福祉や横断的に市民の支援体制をつくるものとなり、後見ネットワークセンターの機能を活かして新しいセンターを作ることになる。

委員) 後見ネットワークセンターは分けた方が良いのではないか。全体イメージと異なるのではないか。

議長) 恐らく、(仮称) 基幹福祉相談センターは足りない機能を拡充し、組織を足すものになると理解した。あくまで市に置かれるので、社協と連携はするが同一組織に入るのではない。

委員) 全体のイメージ図には、後見ネットワークセンターと(仮称)基幹福祉相談センターとは分けて書いた方が良いのではないか。今後はどうなるのか。

議長) まだできておらず、現段階で入れられないのだと推察している。

委員) まだできていないので、図に入れなくても良いと思うが、内容の説明がないため事務局や議長が説明した内容をどこかに記載し、(仮称) 基幹福祉相談センターの記載だけでは何なのか疑問に思うため、内容を入れた方が良い。

委員) 違和感を感じるようなこともあるのではないか。

委員) 地域福祉計画に(仮称)基幹福祉相談センターは文言として載るのか。

説明員) 載る予定で現在検討されており、(仮称) 基幹福祉相談センターは意見を反映して説明を加

え修正し、これまでの後見ネットワークセンターが入る基幹型センターとして、市民の支援体制が拡充されることがイメージできるように変更する。現在、(仮称)基幹福祉相談センターは検討段階であり、後見ネットワークセンターはどこにいったのかと混乱を招かないようにしたい。

委員) 委員指摘のとおり、包括的な組織になると拡充ではあるが、市民としては見えにくいことがある。後見ネットワークセンターの機能が吸収されるイメージかと思うが、市民がきちんと後見制度につながるような工夫を良くしなければよく分からず、後見ネットワークセンターは、無くなってしまったのかとならないように、広報やネーミングなど様々なことを考えなければならない。工夫する必要がある。地域福祉計画とも協議をして、きちんと機能が見える形にする必要があり、是非検討してほしい。

議長) 委員の意見をよく踏まえ修正してほしい。

委員) 後見制度自体がまだ良く地域で知られてない中で、他のものと一緒にしてしまうとなおさら分からなくなってしまう。ここまでセンターを作ってきたのに付録になったのかと思うのではないか。せっかく作ったのだから後見ネットワークセンターの名称を活かしてほしい。

議長) P 1 5 (3) の協議会は具体的に後見制度を検討する班やチームなどは考えているか。

説明員) 地域自立支援協議会には全体会と2つ部会がある。成年後見制度についてどのような形で実施するか今後相談していきたい。

議長) 後見制度の部会ができれば良いと思うので、よろしく願います。

【審議結果】

新センター名称等への意見を反映すること、基幹相談福祉センターの説明を加えることとし、一部を修正して承認する。

(2) 市民意見公募手続き及び障がい者団体意見について

説明員) 資料に基づき説明。

【審議結果】

市民意見公募手続き及び障がい者団体の意見集約について承認する。

(3) 視察研修 (国成年後見制度利用促進専門家会議) について

説明員) 資料に基づき説明。

【審議結果】

参加人数が多い12月26日(木)予定とする。

(4) その他

説明員) 資料に基づき説明。

次回 第4回会議 令和2年1月29日 13時30分～ いろは遊学館第1研修室

4 閉会

以 上